

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第388号）

〔 ロッカー規程部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年2月26日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）は、本件請求の対象となった行政文書について、公開の決定を行うべきである。

第二 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年12月7日、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。（行政文書公開請求の内容）
 1. 府立〇〇高校における生徒用ロッカーの使用規程（案を含む。）全て。
 2. 府立〇〇高校教職員が主張するハラスメントにかかる相談の内容がわかる資料全て。
- 2 同月18日付けで、実施機関は、本件請求1に対応する行政文書を下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。
 - （1）本件行政文書
生徒用ロッカーの利用及び管理に関する規程（案）
 - （2）公開しないことと決定した部分
規程（案）の全文
 - （3）公開しない理由
条例第8条第1項第4号に該当する。
生徒指導事務に関する情報であって、公にすることにより、生徒指導事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
- 3 令和3年1月3日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

請求文書1. について、大阪府では校則を公開することとしており、本件決定の内容と矛盾するため不当である。また、この規程には財産権を不当に侵害する内容が確認されているため、府民の目に広く触れ、議論される必要がある。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由等について

(1) 弁明の理由

当該行政文書を公開することによって、学校のロッカー及び生徒私物の管理方法について生徒に誤解を与えることとなり、生徒指導事務の支障となるばかりか、ひいては府民に誤解を与えることとなり、〇〇高校の学校経営事務全体に支障をきたす恐れがあるため、当該行政文書のうち規程の内容について条例第8条第1項第4号該当事由として非公開とするものである。

(2) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、規程案の全文について条例第8条第1項第4号の規定に該当すると主張しているので、以下、同号の該当性について検討する。

(1) 条例第8条第1項第4号について

同号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、

契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて、（以下「要件1」という。）

・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件2」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

同号の「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

さらに、同号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

(2) 本件対象文書である「生徒用ロッカーの利用及び管理に関する規程（案）」（以下「ロッカー規程案」という。）は、職員会議で検討の対象となったものであり、学校事務に関する情報に該当するといえるため、要件1に該当する。

(3) 要件2の該当性を検討するに、審査会が調査したところ、ロッカー規程案は、府立〇〇高校の校務分掌により、運営委員会の構成員である教諭により作成されたものであり、〇年〇月〇日の職員会議において、規程として定めるか否か議論がなされたが、一部の条項に問題があるとの指摘がなされ、後日、運営委員会において、規程を定めない旨の決定を行ったとのことであつた。また、府立〇〇高校は、現在、ロッカーに関する規程は定めず、また、現時点において作成を予定していないとのことである。

実施機関は、ロッカー規程案を公開することによって、学校のロッカー及び生徒私物の管理方法について生徒に誤解を与えることとなり、生徒指導事務に支障となるばかりか、ひいては府民に誤解を与えることとなり、学校経営事務全体に支障をきたすおそれがあると主張する。

実施機関の主張を検討するに、一般的には、学校は、生徒に影響が及ぶ規程案等の作成過程について、廃案となった場合も含めて、説明責任を負うものと考えられる。

実施機関は、学校のロッカー及び生徒の私物の管理方法について生徒に対して誤解を与えることになると主張するが、ロッカー規程案が廃案となったこと及びロッカー規程案に基づいた運用がなされていないことを説明すれば、生徒に誤解を与えることを回避できるのであり、生徒指導事務の支障が生じるとは認められない。また、府民に対しても同様に、廃案となったこと及びロッカー規程案に基づいた運用がなされていないことを説明すれば、実施機関が主張するような学校経営事務全体に支障をきたすとはいえない。

以上のことから、要件2に該当せず、本件決定は妥当ではなく、規程案について、公開決定を行うべきである。

なお、学校において規程を作成するにあたっては、規程案を作成する段階から様々な考えを有する教職員の間で調整を行う必要があり、さらに生徒や保護者にも影響が及ぶものであることから、これを作成する教職員及び学校には、慎重な検討及び対応等を行うこと

が求められるものであることは、当審査会においても認めるところである。

廃案となった規程案は、説明責任の観点から、一般的には公開が妥当である。しかし、廃案となった規程案を公開するならば、その内容によっては、その規程案の作成に関与した教職員に対して学校内外から過度に批判を向けられる等の事態に至ることも想定される。その結果、将来において、規程の作成が必要になるときであっても、適時に規程を作成することが困難となるおそれが生じる場合にまで、廃案となった規程案を公開しなければならないというものではない。

3 結論

よって、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋